報告資料４

国民健康保険法施行関係条例等

条　例　等	公布日等	ページ
国民健康保険法施行条例	平成29年12月21日	Ｐ．２
岩手県告示第59号	平成30年１月23日	Ｐ．５
国民健康保険法施行条例施行規則	平成30年３月30日	Ｐ．６
国民健康保険財政安定化基金条例（一部改正）	平成30年３月28日	Ｐ．８
国民健康保険財政安定化基金条例施行規則	平成30年３月30日	Ｐ．９

※ いずれも施行日は、平成30年４月１日である。

国民健康保険法施行条例（平成29年岩手県条例第52号）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　岩手県国民健康保険運営協議会（第２条―第７条）
第３章　国民健康保険保険給付費等交付金（第８条）
第４章　国民健康保険事業費納付金（第９条―第24条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　岩手県国民健康保険運営協議会

（設置）

第２条　法第11条第１項の規定により、岩手県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数等）

第３条　国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第３条第５項の規定により条例で定める委員の定数は、15人とする。

２　委員は、知事が任命する。

（会長）

第４条　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（会議）

第５条　協議会は、知事が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（会長への委任）

第７条　この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第３章　国民健康保険保険給付費等交付金

第８条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第６条第１項の普通交付金（第３項において「普通交付金」という。）は、毎年度、市町村に対し、当該市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じ、交付する。

２　算定政令第６条第１項の特別交付金（次項において「特別交付金」という。）は、毎年度、市町村に対し、当該市町村の財政状況その他の事情に応じ、交付する。
３　前２項の規定による普通交付金及び特別交付金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　国民健康保険事業費納付金

（国民健康保険事業費納付金の徴収）
第９条　法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金（第24条において「国民健康保険事業費納付金」という。）は、毎年度、市町村から徴収する。
（医療費指数反映係数に係る基準）
第10条　算定政令第９条第３項の条例で定める基準は、市町村間における同条第１項第２号ロの年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案し、零以上１以下の範囲内において定めることとする。
（年齢調整後医療費指数）
第11条　算定政令第９条第４項本文の条例で定める値は、同項第１号に掲げる値とする。
（一般納付金所得係数に係る基準）
第12条　算定政令第９条第５項の条例で定める基準は、同項第１号に掲げる額を同項第２号に掲げる額で除して得た数を基準として定めることとする。
（一般納付金所得等割合）
第13条　算定政令第９条第６項の条例で定める数は、同項第１号に掲げる数とする。
（一般納付金被保険者数等割合）
第14条　算定政令第９条第７項本文の条例で定める数は、同項第２号に掲げる数とする。
（一般納付金被保険者均等割指数に係る範囲）
第15条　算定政令第９条第９項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、１未満の範囲とする。
（後期高齢者支援金等納付金所得係数に係る基準）
第16条　算定政令第10条第３項の条例で定める基準は、同項第１号に掲げる額を同項第２号に掲げる額で除して得た数を基準として定めることとする。
（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）
第17条　算定政令第10条第４項の条例で定める数は、同項第１号に掲げる数とする。
（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）
第18条　算定政令第10条第５項本文の条例で定める数は、同項第２号に掲げる数とする。
（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係る範囲）
第19条　算定政令第10条第７項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、１未満の範囲とする。
（介護納付金納付金所得係数に係る基準）
第20条　算定政令第11条第３項の条例で定める基準は、同項第１号に掲げる額を同項第２号に掲げる額で除して得た数を基準として定めることとする。
（介護納付金納付金所得等割合）
第21条　算定政令第11条第４項の条例で定める数は、同項第１号に掲げる数とする。
（介護納付金賦課被保険者数等割合）
第22条　算定政令第11条第５項本文の条例で定める数は、同項第２号に掲げる数とする。

（介護納付金納付金被保険者均等割指数に係る範囲）

第23条　算定政令第11条第７項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、１未満の範囲とする。

（規則への委任）

第24条　この章に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（国民健康保険事業費納付金の特例）

２　算定政令附則第４条第１項の規定により算定政令第９条及び第10条の規定を読み替えて適用する場合における第11条から第13条まで、第16条及び第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	同項第１号	算定政令附則第４条第１項の規定により読み替えられた算定政令第９条第４項第１号
第12条	同項第１号	算定政令附則第４条第１項の規定により読み替えられた算定政令第９条第５項第１号
第13条	同項第１号	算定政令附則第４条第１項の規定により読み替えられた算定政令第９条第６項第１号
第16条	同項第１号	算定政令附則第４条第１項の規定により読み替えられた算定政令第10条第３項第１号
第17条	同項第１号	算定政令附則第４条第１項の規定により読み替えられた算定政令第10条第４項第１号

（国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の廃止）

３　国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例（平成17年岩手県条例第61号）は、廃止する。

（国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置）

４　前項の規定による廃止前の国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の規定による平成29年度以前の年度分の岩手県調整交付金の交付については、なお従前の例による。

岩手県告示第59号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）の規定に基づき知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に用いる係数等を次のとおり定め、平成30年４月１日から施行する。

平成30年１月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

１　政令第９条第１項第２号イの医療費指数反映係数
　１

２　政令第９条第１項第３号イ（１）の一般納付金所得係数
　0.8545852012219

３　政令第９条第１項第４号の一般納付金基礎額調整係数
　1.0346078780152

４　政令第９条第７項第２号イ（２）の一般納付金被保険者均等割指数
　0.7

５　政令第10条第１項第２号イ（１）の後期高齢者支援金等納付金所得係数
　0.8428098251363

６　政令第10条第１項第３号の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
　0.9999999983438

７　政令第10条第５項第２号イ（２）の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
　0.7

８　政令第11条第１項第２号イ（１）の介護納付金納付金所得係数
　0.8470245188024

９　政令第11条第１項第３号の介護納付金納付金基礎額調整係数
　0.9999999954058

10　政令第11条第５項第２号イ（２）の介護納付金納付金被保険者均等割指数
　0.7

国民健康保険法施行条例施行規則（平成30年岩手県規則第24号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国民健康保険法施行条例（平成29年岩手県条例第52号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（普通交付金の交付額）

第２条　条例第８条第１項の普通交付金の交付額は、市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の全額に相当する額とする。

（特別交付金の交付額）

第３条　条例第８条第２項の特別交付金の交付額は、次に掲げる額の合算額とする。

（１）　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第４条第３項の規定に基づき、国が市町村の災害その他の特別の事情に応じて交付する特別調整交付金の額

（２）　国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条第３項の規定に基づき、国が市町村の取組に応じて交付する額

（３）　法第72条の２第１項の規定に基づき県が繰り入れる額のうち、特別交付金の交付に充てるため、知事が別に定める基準に基づき算出した額

（４）　法第72条の５第１項の規定に基づき国が負担する特定健康診査等費用額の３分の１に相当する額と、同条第２項の規定に基づき県が繰り入れる特定健康診査等費用額の３分の１に相当する額との合算額のうち、市町村の特定健康診査等費用額に応じ、知事が別に定める基準に基づき算出した額

（交付の申請）

第４条　普通交付金及び特別交付金（以下「交付金」という。）の交付の申請をしようとする市町村は、交付金ごとに知事が別に定める様式による申請書に関係書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第５条　知事は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

２　知事は、前項の決定をしたときは、その決定の内容を交付金の交付を申請した市町村に通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　知事は、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前条第１項の交付の決定に条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条　交付金の交付の申請をした市町村は、第５条第２項の規定に基づく通知を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定に基づく申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（決定の変更）

第８条　交付金の交付の決定後の事情の変更により、交付の決定の内容を変更しようとする市町村は、交付金ごとに知事が別に定める様式による申請書に関係書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

２　第５条及び第６条の規定は、前項の規定により変更の申請があった場合について準用する。

（交付金の交付）

第９条　交付金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に定めるところにより、交付金ごとに知事が別に定める様式による実績報告書に関係書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定に基づき書類等を受理した場合において、当該書類等の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金を交付する。

（概算払）

第10条　知事は、必要があると認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

（決定の取り消し）

第11条　知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　第６条（第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付した条件に違反したとき。

（２）　交付金を他の用途に使用したとき。

（３）　偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

２　前項の規定は、交付金の交付があった後においても適用があるものとする。

３　第５条第２項の規定は、第１項の規定により取消しをした場合について準用する。

（交付金の返還）

第12条　市町村は、前条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、知事の命ずるところにより交付金を返還しなければならない。

２　前項の規定は、第８条第２項において準用する第５条の規定により交付金の交付の決定を変更した場合について準用する。

（準用規定）

第13条　岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）第16条の２から第19条までの規定は、この規則に基づく交付金について準用する。

（国民健康保険事業費納付金の徴収方法）

第14条　条例第９条の国民健康保険事業費納付金は、８回に分割し、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第12条第１項に規定する納入通知票により８月から翌年３月までの各月の10日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その日以前の直近の金融機関の営業日）までに徴収する。

（補則）

第15条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する

国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年岩手県条例第２号）

（設置）

第１条　国民健康保険の財政の安定化を図るための事業等に要する経費の財源に充てるため、国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金事業交付金を交付する特別の事情）

第２条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次条において「政令」という。）第17条第１項の条例で定める特別の事情は、多数の被保険者の生活に多大な影響を及ぼす災害その他の事情が生じたこととする。

（財政安定化基金拠出金の徴収）

第３条　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の２第４項の財政安定化基金拠出金は、政令第17条第１項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収する。ただし、当該市町村から徴収することが困難であると認められる場合は、知事が当該市町村を含む全ての市町村の長と協議して定めるところにより、当該市町村を含む全ての市町村から徴収する。

２　前項の規定による徴収は、当該交付を行った年度の翌々年度において行う。ただし、同年度において徴収することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

（積立て）

第４条　基金に積み立てる額は、岩手県国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第５条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第６条　基金の運用から生ずる収益は、岩手県国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第７条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年岩手県規則第25号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年岩手県条例第２号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの申請）

第２条　市町村は、国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）から国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の２第１項第１号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）　別に定める様式による基金事業貸付金所要額計算書

（２）　その他知事が必要と認める書類

（貸付けの決定）

第３条　知事は、前条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めたときは、当該貸付金の貸付けを決定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた市町村が、貸付金の貸付けを受けようとするときは、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金請求書を知事に提出しなければならない。

３　貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに別に定める様式による借用証書を知事に提出しなければならない。

（貸付金の実績報告）

第４条　貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の６月末日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）　別に定める様式による基金事業貸付金償還計画書

（２）　その他知事が必要と認める書類

（貸付金の額の確定）

第５条　知事は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、貸し付けるべき貸付金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

（貸付金の償還）

第６条　貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌々年度以降３年度間において償還しなければならない。

２　前項の償還は、各年度の12月末日までに行わなければならない。

（償還期限の延期）

第７条　前条の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の償還期限を延期することができる。

（１）　災害その他不測の事態が生じた場合においてやむを得ない事情があると認められるとき。

（２）　前号に定めるほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

２　前項の規定により市町村が償還期限の延期を求めるときは、償還期限の20日前までに、

別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金償還期限延期申請書を知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、延期の可否及び期限を当該市町村に通知するものとする。

（繰上償還）

第８条　知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

（１）　当該貸付金の貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

（２）　当該貸付金の貸付けの条件に従わなかったとき。

（３）　第５条の規定により貸し付けるべき貸付金の額を確定した場合において、既にその額を超える貸付金が貸付けされているとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

２　貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。

３　前項の規定に基づき市町村が繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第９条　知事は、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金貸付台帳を備え付けておいて、常に貸付金の貸付状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

２　貸付金の貸付けを受けた市町村は、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入台帳を備え付けておいて、常に貸付金の借入状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

（交付の申請）

第10条　市町村は、基金から法第81条の２第１項第２号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）　別に定める様式による基金事業交付金所要額計算書

（２）　その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第11条　知事は、前条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、交付金の交付を行うことが適当であると認めたときは、当該交付金の交付を決定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた市町村が、交付金の交付を受けようとするときは、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金請求書を知事に提出しなければならない。

（交付金の実績報告）

第12条　交付金の交付を受けた市町村は、当該交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月末日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金実績報告書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第13条　知事は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき交付金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

（交付金の返還）

第14条　知事は、交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）　当該交付金の交付の目的以外の目的に使用したとき。

（２）　前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

（拠出金の額）

第15条　知事は、第13条の規定により確定した交付金の額の３分の１に相当する額を標準として、条例第３条第１項の規定により市町村から徴収する法第81条の２第４項の財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額を決定する。

２　知事は、条例第３条第１項ただし書の規定により交付金の交付を受けた市町村を含む全ての市町村から拠出金を徴収する場合は、当該市町村を含む全ての市町村の長と協議して定めるところにより、各市町村ごとの拠出金の額を決定する。

３　知事は、前２項の規定により決定した拠出金の額その他必要な事項を市町村に通知するものとする。

（拠出金の納付）

第16条　市町村は、拠出金を交付金の交付を受けた日の属する年度の翌々年度の12月末日までに納付しなければならない。

（拠出金の納付期限の延期）

第17条　前条の規定にかかわらず、拠出金を納付することとされた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、拠出金の納付期限を延期することができる。

（１）　災害その他不測の事態が生じた場合においてやむを得ない事情があると認められるとき。

（２）　前号に定めるほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

２　前項の規定により市町村が納付期限の延期を求めるときは、納付期限の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金拠出金納付期限延期申請書を知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、延期の可否及び期限を当該市町村に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。